

くるめ診療情報ネットワーク協議会基金規程

(設置)

第1条 住民、医療関係者、行政におけるくるめ診療情報ネットワークの更なる発展・充実に向けた機運を醸成することを目的とした事業の将来の支出等に備えるため、くるめ診療情報ネットワーク協議会基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、くるめ診療情報ネットワーク協議会が予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条の目的のための経費に充てる。ただし、第2条の積立金とすることを妨げない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。